

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人全国サービスクリエイター協会(以下「協会」という)会員の入会金、会費及び会員の遵守すべき事項について定めたものである。

(会員の目的)

第2条 会員は、サービスクリエイターの処遇の向上及び環境の良好な改善に必要な、ホテル、会館及びレストランに対する人材の育成とその支援を通じて、人材供給の一翼を担っていくことで、我が国の産業経済の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 協会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行い、会員はこれらの事業目的を理解するとともに、事業の推進に協力しなければならない。

- (1) サービスクリエイター需給調整機関の健全な育成と円滑な紹介のため必要とする調査研究及び資料・情報の収集に関する事業
- (2) 登録求職者及び派遣・請負登録者(以下「サービスクリエイター登録者」という。)の福祉の増進と労働条件の向上に資する事業
- (3) サービスクリエイター登録者の技能の向上と地位の向上に資する事業
- (4) 職業紹介責任者講習会・派遣元責任者講習会等の実施
- (5) 関係省庁及び関係団体との連絡調整に関する事業
- (6) 会員の研修及び福利厚生に関する事業
- (7) 会員の社会・労働保険及び労務関係事務を円滑に推進する事業
- (8) 上記(1)から(6)の事業により収集した情報を会員等に対して広報する事業
- (9) その他当法人の目的を達成するために必要な事業

第2章 会員

(種別)

第4条 協会の会員は、次の3種とする。

(1) 正会員

厚生労働大臣の許可を得て、職業紹介事業を営むもののうち、その取扱業務に「サービスクリエイター」の職業紹介業務を含むもの(複数の許可を得ているものについてはその本店)または厚生労働大臣の許可を得て、労働者派遣事業所を営むもののうち、その取扱業務に「サービスクリエイター」の労働者派遣業務を含むもの(複数の許可を得ているものについてはその本店)または労働関連法を厳守した運営を行っているサービスクリエイイト業務

請負事業所を営むもの

(2) 準会員

当法人正会員であるものが、複数の事業所を営む場合の支店等

(3) 賛助会員 当法人の趣旨に賛同する個人又は法人

(4) 名誉会員

当法人に功労のあった者又は学識経験者で社員総会において推薦された者

2 前項の会員のうち、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

(入 会)

第5条 正会員又は賛助会員として入会しようとする者は、理事会が別に定める入会申込書により申し込み、理事会の承認を受けなければならない。

(会 費)

第6条 正会員及び賛助会員は、次に定める年会費を納入しなければならない。

(1) 入会金 30,000円。

但し、当協会の発足年度及び次年度に入会した者は免除する。

(2) 会 費 正会員 月額8,000円

準会員 月額1所3,000円、2所以降1,000円

賛助会員 月額3,000円

(会費の改訂)

第7条 会費の改訂は総会の決議を得なければならない。

(届 出)

第8条 会員は、その名称、代表者の氏名又は事務所の所在、電話番号等に変更があった場合は、速やかに会長に届け出なければならない。

(会員の資格喪失)

第9条 会員が次のいずれかに該当する場合は、その資格を喪失する。

(1) 退会したとき。

(2) その法人が廃業または消滅したとき。

(3) 2年以上会費を滞納したとき。

(4) 法人の所在地、電話の連絡先等の変更の届出がされず、郵便物等での連絡が1年以上取れなくなったとき。

(退 会)

第10条 会員は退会しようとするときには、書面でその旨を会長に届けなければならない。

(会費等の不返還)

第 1 1 条 退会し、又は除名された会員の既納の会費及びその他の拠出金は、返還しない。

(附 則)

この規程は、平成 2 8 年 4 月 1 日から施行する。